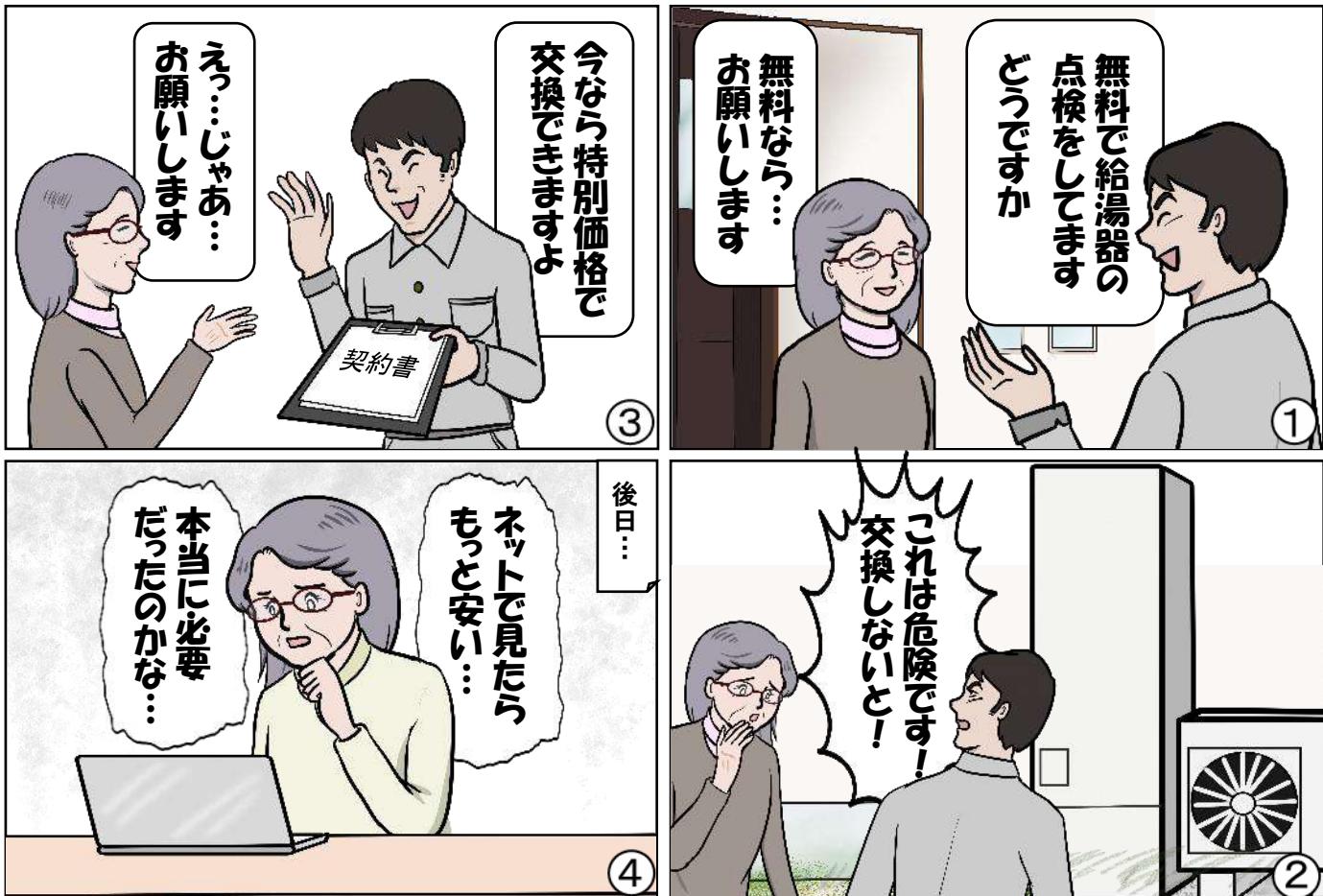


ホットな消費者見守りニュース

105号

不安をあおる給湯器の点検商法にご注意！



アドバイス

■「点検」と称して電話や訪問をし、「修理をしないと危険」などと言って不安をあおり、契約をさせる「点検商法」に関する相談が多数寄せられています。

■安易に点検させない

突然の電話や訪問で「点検させてほしい」と言われても、その場ですぐ承諾せず、メーカーや購入した販売事業者等に確認しましょう。

■契約はすぐに決めない

契約を勧められてもすぐに契約せず、複数事業者から見積を取る等、慎重に検討しましょう。

相談窓口

買物や契約などのお困りごとや心配なことは
消費者ホットラインへご相談ください。
(最寄りの消費生活相談窓口等につながります)

局番なし
い
や
や
1
8
8

岩出市消費生活センター ☎ 0736-61-6966
岩出市西野209番地 (岩出市役所内)

2025年 12月

和歌山県消費生活センター発行